

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成29年4月20日(2017.4.20)

【公表番号】特表2016-514515(P2016-514515A)

【公表日】平成28年5月23日(2016.5.23)

【年通号数】公開・登録公報2016-031

【出願番号】特願2016-504383(P2016-504383)

【国際特許分類】

A 6 1 F 2/34 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 2/34

【手続補正書】

【提出日】平成29年3月15日(2017.3.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

患者の股関節治療用の患者適応性寛骨臼インプラント・コンポーネントであって、前記股関節は寛骨臼窩を含んでおり、前記インプラント・コンポーネントは、

前記患者の股関節の少なくとも一部分の画像データから抽出された少なくとも1つの患者適応性特徴を含む寛骨臼カップ・コンポーネントを備え、

前記寛骨臼カップ・コンポーネントの前記少なくとも1つの患者適応性特徴は、前記寛骨臼カップ・コンポーネントの縁の少なくとも一部分、ロック機構、1つまたは複数のスクリュー穴、前記寛骨臼カップ・コンポーネントの半径、およびそれらの組合せからなる群より選択された特徴であり、

前記寛骨臼カップ・コンポーネントは、

略半球形であって取り付け機構を有しているカップ部分、および

縁部分であって、前記カップ部分に前記縁部分を取り付けるように構成されている相補的取り付け機構を有しており、前記寛骨臼前記寛骨臼カップ・コンポーネントの前記縁部分を含んでいる、縁部分を備え、

前記カップ部分は、標準の非患者固有サイズである、

寛骨臼インプラント・コンポーネント。

【請求項2】

前記縁の少なくとも一部分が、前記寛骨臼窩の縁の少なくとも一部分に実質的に適合している、請求項1に記載の寛骨臼インプラント・コンポーネント。

【請求項3】

前記寛骨臼カップ・コンポーネントの前記ロック機構は、インサート・コンポーネントを前記寛骨臼カップ・コンポーネントに係止するために患者適応性の所定の位置および/または向きに構成されている、請求項1に記載の寛骨臼インプラント・コンポーネント。

【請求項4】

前記寛骨臼カップ・コンポーネントの前記ロック機構は、インサート・コンポーネントを前記寛骨臼カップ・コンポーネントに係止するために患者適応性の所定の位置および/または向きに構成されており、前記ロック機構の前記患者適応性の所定の位置および/または向きは、前記寛骨臼インプラント・コンポーネントが前記寛骨臼窩に埋め込まれたときに前記インサート・コンポーネントがステムネックの可動範囲を最大限化する方向に向

くことを可能にるように構成されている、請求項1に記載の寛骨臼インプラント・コンポーネント。

【請求項 5】

さらに、ロック機構を有するインサート・コンポーネントを備え、前記インサート・コンポーネントの前記ロック機構は、前記寛骨臼カップ・コンポーネントの前記ロック機構と係合し、そうすることで前記インサート・コンポーネントを前記カップ・コンポーネントに対し患者適応性の所定の位置および／または向きに固定するように構成されている、請求項1に記載の寛骨臼インプラント・コンポーネント。

【請求項 6】

さらに、ロック機構を有するインサート・コンポーネントを備え、前記インサート・コンポーネントの前記ロック機構は、前記寛骨臼カップ・コンポーネントの前記ロック機構と係合し、そうすることで前記インサート・コンポーネントを前記カップ・コンポーネントに対し患者適応性の所定の位置および／または向きに固定するように構成されており、前記インサート・コンポーネントは患者固有ではない、請求項1に記載の寛骨臼インプラント・コンポーネント。

【請求項 7】

さらに、ロック機構を有するインサート・コンポーネントを備え、前記インサート・コンポーネントの前記ロック機構は、前記寛骨臼カップ・コンポーネントの前記ロック機構と係合し、そうすることで前記インサート・コンポーネントを前記カップ・コンポーネントに対し患者適応性の所定の位置および／または向きに固定するように構成されており、前記インサート・コンポーネントは標準品のゼロ度インサートである、請求項1に記載の寛骨臼インプラント・コンポーネント。

【請求項 8】

さらに、前記カップ・コンポーネントの前記縁の少なくとも一部分および／または前記カップ・コンポーネントの外表面の少なくとも一部分に、1つまたは複数のマークを備えている、請求項1に記載の寛骨臼インプラント・コンポーネント。

【請求項 9】

さらに、前記カップ・コンポーネントの前記縁の少なくとも一部分および／または前記カップ・コンポーネントの外表面の少なくとも一部分に、1つまたは複数のマークを備え、前記1つまたは複数のマークは、前記寛骨臼窩の縁の少なくとも一部分に対し所定の位置および／または向きを有している、請求項1に記載の寛骨臼インプラント・コンポーネント。

【請求項 10】

患者の股関節治療用の患者適応性寛骨臼トライアル・インプラント・コンポーネントであって、前記股関節は寛骨臼窩を含んでおり、前記トライアル・インプラント・コンポーネントは、

前記患者の股関節の少なくとも一部分の画像データから抽出された少なくとも1つの患者適応性特徴を含む寛骨臼カップ・トライアル・コンポーネントを備え、

前記寛骨臼カップ・トライアル・コンポーネントの前記少なくとも1つの患者適応性特徴は、前記寛骨臼カップ・トライアル・コンポーネントの縁の少なくとも一部分、1つまたは複数のスクリュー穴、前記寛骨臼カップ・トライアル・コンポーネントの半径、およびそれらの組合せからなる群より選択された特徴であり、

前記寛骨臼カップ・トライアル・コンポーネントは、

略半球形であって取り付け機構を有しているカップ部分、および

縁部分であって、前記カップ部分に前記縁部分を取り付けるように構成されている相補的取り付け機構を有しており、前記寛骨臼カップ・トライアル・コンポーネントの前記縁を含んでいる、縁部分を備え、

前記カップ部分は、標準の非患者固有サイズである、
寛骨臼トライアル・インプラント・コンポーネント。

【請求項 11】

患者の股関節治療用の患者適応性寛骨臼インプラント・システムであって、前記股関節は寛骨臼窩を含んでおり、

請求項1に記載の寛骨臼インプラント・コンポーネント、および

請求項10に記載のトライアル・インプラント・コンポーネントを備えている、寛骨臼インプラント・システム。

【請求項12】

患者の股関節治療用の患者適応性寛骨臼インプラント・システムであって、前記股関節は寛骨臼窩を含んでおり、前記システムは、

請求項1に記載の寛骨臼インプラント・コンポーネント、および

請求項10に記載のトライアル・インプラント・コンポーネントを備え、

前記寛骨臼カップ・トライアル・コンポーネントは、前記カップ・トライアル・コンポーネントが前記寛骨臼窩内で位置合わせされ方向付けられたときに、前記寛骨臼カップ・トライアル・コンポーネントの縁の少なくとも一部分は前記寛骨臼窩の縁の少なくとも一部分と実質的に適合するアライメント状態になるように、前記寛骨臼カップ・トライアル・コンポーネントの前記縁および／または外表面の少なくとも一部分に、前記寛骨臼窩の前記縁の少なくとも一部分に対し所定の位置および／または向きを有する1つまたは複数のマークを含み、

前記寛骨臼カップ・コンポーネントは、前記寛骨臼カップ・コンポーネントの縁および／または外表面の少なくとも一部分に、前記寛骨臼カップ・トライアル・コンポーネントの縁および／または外表面の少なくとも一部分に設けられた対応するマークに実質的に適合する所定の位置および／または向きを有する1つまたは複数のマークを含んでいる、寛骨臼インプラント・システム。

【請求項13】

患者の股関節治療用の患者適応性寛骨臼インプラント・システムであって、前記股関節は寛骨臼窩を含んでおり、前記システムは、

請求項1に記載の寛骨臼インプラント・コンポーネント、

請求項10に記載のトライアル・インプラント・コンポーネント、および

患者適応性骨頸切除ガイドを備えている、寛骨臼インプラント・システム。

【請求項14】

請求項1に記載の寛骨臼インプラント・コンポーネントを作製する方法。

【請求項15】

請求項10に記載のトライアル・インプラント・コンポーネントを作製する方法。